

第13号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月30日

提出者 文京区教育委員会  
教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第三号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十二条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十四条の五の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二項中「再任用職員（地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により再任用職員となった職員をいう。以下同じ。）及び再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員等」という。）を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「職員」の再任用に関する条例（平成十三年三月文京区条例第四号）第三条に規定する任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも、同様とする」を削り、同条第三項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「採用された職員」を「採用された定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「再任用職員にあつては別表第一に、再任用短時間勤務職員にあつては」を削り、同条第六項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十七条の二、第二十三条、第二十九条の二及び第二十九条の三中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十二条の二の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「任期の更新をしたときも、同様とする。」を削る。

別表第二備考中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

## 付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用常時勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項により採用された職員をいう。）については、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第二条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、同規則の規定を適用する。この場合において、同規則第十四条の五第二項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年九月文京区条例第二十一号）付則第五条第六項の規定による任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも、同様とする」と、同規則第三十二条の二中「ものとする」とあるのは「別表第一」と、同規則第三十二条の二中「ものとする」とあるのは「別表第二の二」とあるのは「別表第一」と、同規則第三十二条の二中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員（令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。この場合において、同規則第十四条の五第二項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年九月文京区条例第二十一号）付則第五条第六項の規定による任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも、同様とする」と、同規則第三十二条の二中

「ものとする」とあるのは「ものとする」。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条（略） （正規の勤務時間）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 条例第三条第四項に規定する職員の正規の勤務時間は、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>にあっては条例第三条第三項に基づき定める時間）とする。</p> <p>第三条から第十一条まで（略） （年次有給休暇の単位）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務日（条例第六条第一項に規定する勤</p>	<p>第一条（略） （正規の勤務時間）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 条例第三条第四項に規定する職員の正規の勤務時間は、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）</u>にあっては条例第三条第三項に基づき定める時間）とする。</p> <p>第三条から第十一条まで（略） （年次有給休暇の単位）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務日（条例第六条第一項に規定する勤</p>

務日をいう。以下同じ。)ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇は、一時間を単位として与える。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、年次有給休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として与えることができる。

3 一時間を単位として与えられた年次有給休暇(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、前項ただし書に規定する時間数を単位として与えられた年次有給休暇を含む。)を日に換算する場合は、七時間四十五分(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の一日当たりの平均勤務時間(五分未満の端数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間))をもって一日とする。

第十三条から第十四条の四まで (略)

(定年前再任用短時間勤務職員に関する年次有給休暇の特例)

第十四条の五 条例第十五条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、別表第二の二に定める日数のうち四月に職員となった場合に相当する日数とする。

2 退職後引き続き(退職後委員会が定める相当の期間(以下「相当の期間」という。))を経過していない場合を含む。以下同じ。)採用された定年前再任用短時間勤務職員の当該採用された年度における年次有給休暇については、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続し

務日をいう。以下同じ。)ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の年次有給休暇は、一時間を単位として与える。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、年次有給休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として与えることができる。

3 一時間を単位として与えられた年次有給休暇(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、前項ただし書に規定する時間数を単位として与えられた年次有給休暇を含む。)を日に換算する場合は、七時間四十五分(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の一日当たりの平均勤務時間(五分未満の端数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間))をもって一日とする。

第十三条から第十四条の四まで (略)

(再任用職員等に関する年次有給休暇の特例)

第十四条の五 条例第十五条第一項に規定する再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、別表第二の二に定める日数のうち四月に職員となった場合に相当する日数とする。

2 退職後引き続き(退職後委員会が定める相当の期間(以下「相当の期間」という。))を経過していない場合を含む。以下同じ。)採用された再任用職員(地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により再任用職員となった職員をいう。以下同

ているものとみなして取り扱う。

- 3 相当の期間を経過した後、定年前再任用短時間勤務職員となった職員の年次有給休暇については、新たに職員となった者として取り扱う。
- 4 相当の期間を経過した後、年度の中途において採用された定年前再任用短時間勤務職員のその年度の年次有給休暇の日数は、別表第二の二に定める日数とする。
- 5 退職前に旧条例等の規定により暦年で年次有給休暇が付与されていた職員が、退職後引き続き条例の適用を受けることとなった場合のその者のその年度の年次有給休暇の日数は、別表第二に定める日数とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇に関し必要な事項は、委員会が定める。  
第十五条から第十七条まで (略)  
(出生サポート休暇)  
第十七条の二 (略)  
2 (略)

じ。)及び再任用短時間勤務職員 (以下「再任用職員等」という。)の当該採用された年度における年次有給休暇については、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続しているものとみなして取り扱う。職員の再任用に関する条例 (平成十三年三月文京区条例第四号) 第三條に規定する任期の更新 (以下「任期の更新」という。)をしたときも、同様とする。

- 3 相当の期間を経過した後、再任用職員等となった職員の年次有給休暇については、新たに職員となった者として取り扱う。
- 4 相当の期間を経過した後、年度の中途において採用された職員のその年度の年次有給休暇の日数は、再任用職員にあっては別表第一に、再任用短時間勤務職員にあっては別表第二の二に定める日数とする。
- 5 退職前に旧条例等の規定により暦年で年次有給休暇が付与されていた職員が、退職後引き続き条例の適用を受けることとなった場合のその者のその年度の年次有給休暇の日数は、別表第二に定める日数とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、再任用職員等の年次有給休暇に関し必要な事項は、委員会が定める。  
第十五条から第十七条まで (略)  
(出生サポート休暇)  
第十七条の二 (略)  
2 (略)

- 3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員並びに二暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られた職員の出生サポート休暇は、一時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、出生サポート休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができ。
- 4 一時間を単位として承認された出生サポート休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員並びに二暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られた職員にあっては、前項ただし書の規定により時間数を単位として承認された出生サポート休暇を含む。）を日に換算する場合は、七時間四十五分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の一日当たりの平均勤務時間（五分未満の端数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間）をもって一日とする。
- 5 (略)
- 第十八条から第二十二条まで (略)
- (出産協力休暇)
- 第二十三条 (略)
- 2及び3 (略)
- 4 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が

- 3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員並びに二暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られた職員の出生サポート休暇は、一時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、出生サポート休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができ。
- 4 一時間を単位として承認された出生サポート休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員並びに二暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られた職員にあっては、前項ただし書の規定により時間数を単位として承認された出生サポート休暇を含む。）を日に換算する場合は、七時間四十五分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の一日当たりの平均勤務時間（五分未満の端数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間）をもって一日とする。
- 5 (略)
- 第十八条から第二十二条まで (略)
- (出産協力休暇)
- 第二十三条 (略)
- 2及び3 (略)
- 4 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が

同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の  
出産協力休暇は、一時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正  
規の勤務時間全てについて、出産協力休暇の請求があった場合には、  
当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することがで  
きる。

5 一時間を単位として承認された出産協力休暇（勤務日ごとの正規の  
勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任  
用短時間勤務職員にあっては、前項ただし書の規定により時間数を単  
位として承認された出産協力休暇を含む。）を日に換算する場合は、  
七時間四十五分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務  
職員にあっては、その者の一日当たりの平均勤務時間（五分未満の端  
数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間）をもって  
一日とする。

6 (略)  
第二十四条から第二十九条まで (略)

(子の看護休暇)

第二十九条の二 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が  
同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の  
子の看護休暇は、一時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正  
規の勤務時間全てについて、子の看護休暇の請求があった場合には、

同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の出産協  
力休暇は、一時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤  
務時間全てについて、出産協力休暇の請求があった場合には、当該勤  
務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。

5 一時間を単位として承認された出産協力休暇（勤務日ごとの正規の  
勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時  
間勤務職員にあっては、前項ただし書の規定により時間数を単位とし  
て承認された出産協力休暇を含む。）を日に換算する場合は、七時間  
四十五分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあって  
は、その者の一日当たりの平均勤務時間（五分未満の端数があるとき  
は、これを切り上げて五分単位にした時間）をもって一日とする。

6 (略)  
第二十四条から第二十九条まで (略)

(子の看護休暇)

第二十九条の二 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が  
同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の子の看  
護休暇は、一時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤  
務時間全てについて、子の看護休暇の請求があった場合には、当該勤

当該勤務日の正規の勤務時間の時間を単位として承認することができる。

- 4 一時間を単位として承認された子の看護休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、前項ただし書の規定により時間を単位として承認された子の看護休暇を含む。）を日に換算する場合は、七時間四十五分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の一日当たりの平均勤務時間（五分未満の端数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間）をもって一日とする。

5 (略)

(短期の介護休暇)

第二十九条の三 (略)

2 (略)

- 3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員並びに二暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られた職員の短期の介護休暇は、一時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、短期の介護休暇の請求があつた場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間を単位として承認することができる。

- 4 一時間を単位として承認された短期の介護休暇（勤務日ごとの正規

務日の正規の勤務時間の時間を単位として承認することができる。

- 4 一時間を単位として承認された子の看護休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、前項ただし書の規定により時間を単位として承認された子の看護休暇を含む。）を日に換算する場合は、七時間四十五分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の一日当たりの平均勤務時間（五分未満の端数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間）をもって一日とする。

5 (略)

(短期の介護休暇)

第二十九条の三 (略)

2 (略)

- 3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員並びに二暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られた職員の短期の介護休暇は、一時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、短期の介護休暇の請求があつた場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間を単位として承認することができる。

- 4 一時間を単位として承認された短期の介護休暇（勤務日ごとの正規

の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員並びに二暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られた職員にあっては、前項の規定により時間を単位として承認された短時間の介護休暇を含む。)を日に換算する場合は、七時間四十五分(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の一日当たりの平均勤務時間(五分未満の端数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間))をもって一日とする。

5及び6 (略)

第三十条から第三十二条まで (略)

(定年前再任用短時間勤務職員に関する特別休暇等の特例)

第三十二条の二 定年前再任用短時間勤務職員が、第十六条、第十七条の二から第二十条まで、第二十三条から第二十八条まで及び第二十九条の二から第三十条の二までに規定する休暇を取得する場合には、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。

付 則 (令和五年●月●日規則第●号)

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用常時勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令

の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員並びに二暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られた職員にあっては、前項の規定により時間を単位として承認された短時間の介護休暇を含む。)を日に換算する場合は、七時間四十五分(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の一日当たりの平均勤務時間(五分未満の端数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間))をもって一日とする。

5及び6 (略)

第三十条から第三十二条まで (略)

(再任用職員等に関する特別休暇等の特例)

第三十二条の二 再任用職員等が、第十六条、第十七条の二から第二十条まで、第二十三条から第二十八条まで及び第二十九条の二から第三十条の二までに規定する休暇を取得する場合には、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。

新設

和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。) 附則第四  
条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項により採用  
された職員をいう。) については、この規則による改正後の幼稚園教  
育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第二条第二項  
に規定する定年前前任用短時間勤務職員（以下「定年前前任用短時間  
勤務職員」という。）とみなして、同規則の規定を適用する。この場  
合において、同規則第十四条の五第二項中「取り扱う」とあるのは  
「取り扱う。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和  
四年九月文京区条例第二十一号）付則第五条第六項の規定による任期  
の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも、同様とする」  
と、同条第四項中「別表第二の二」とあるのは「別表第一」と、同規  
則第三十二条の二中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の  
更新をしたときも、同様とする」とする。

3 暫定前任用短時間勤務職員（令和三年改正法附則第六条第一項若し  
くは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された  
職員をいう。）については、定年前前任用短時間勤務職員とみなし  
て、同規則の規定を適用する。この場合において、同規則第十四条の  
五第二項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。職員の定年等に関す  
る条例の一部を改正する条例（令和四年九月文京区条例第二十一号）  
付則第五条第六項の規定による任期の更新（以下「任期の更新」とい  
う。）をしたときも、同様とする」と、同規則第三十二条の二中「も  
のとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様  
とする」とする。

<p>別表第一 (略)</p> <p>別表第二 (第十三条、第十四条、第十四条の五関係)</p> <p>表 (略)</p> <p>備考 <u>再任用職員等</u>にこの表を準用する場合には、暦年の項中「二十五日」とあるのは、「その者が四月に採用された場合に付与される日数とその者が一月に採用された場合に付与される日数とを合算した日数」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第二の二から別表第四まで (略)</p> <p>別記様式第1号から第7号まで (略)</p>	<p>別表第一 (略)</p> <p>別表第二 (第十三条、第十四条、第十四条の五関係)</p> <p>表 (略)</p> <p>備考 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にこの表を準用する場合には、暦年の項中「二十五日」とあるのは、「その者が四月に採用された場合に付与される日数とその者が一月に採用された場合に付与される日数とを合算した日数」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第二の二から別表第四まで (略)</p> <p>別記様式第1号から第7号まで (略)</p>
---	--